

給与勧告の手順

滋賀県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、本県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与(月例給)を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与の調査(実地調査)

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所 令和7年:県内138事業所(母集団680事業所)
※公民比較対象は企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上の事業所。令和7年:県内118事業所(母集団590事業所)

滋賀県職員給与の調査

〈個人別給与〉

16,269人(令和7年4月)

事業所別調査

給与改定の
状況や手当
の支給状況

過去1年間(前年8月～当年
7月)のボーナスの支給状況

公民の年間支給
月数の比較

従業員別調査

事務・技術関係職種
5,799名の4月分給与

公民比較

民間従業員と滋賀県職員(行政職)の給与を比較
→仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較
(ラスパイレス方式)

行政職(新採等除く)
3,335名の4月分給与

各任命権者、職員団体の
意見・要望等を聴取

情勢適応の原則、均衡の原則にのっとり
給料表・手当の改定勧告内容を決定

人事院勧告の内容、
他の地方公共団体の給与
を踏まえ検討

人事委員会給与勧告

議会

(給与条例の改正)

条例案提出

知事

(勧告の取扱い決定)